

平成23年6月29日

社団法人静岡県建築士事務所協会 様

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

『木造公共建築物等の整備に係る設計段階からの技術支援』のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協議会の事業に関して多大なご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会では、林野庁の補助事業により『木造公共建築物等の整備に係る設計段階からの技術支援』事業を実施することになりました。

当事業は、公共建築物等の木造化・木質化を推進するために、地方公共団体等に対し技術支援を行うものです。当事業は、地方公共団体だけでなく、木造公共建築物の設計手法を習得したい設計者等の集まり、また実際に計画・設計業務を委託されている設計者も対象となります。ついては、貴建築士事務所協会において、木造公共建築物の設計に取り組まれている会員、また木造公共建築物の設計手法習得を希望されている会員等にご案内頂きますようお願い申し上げます。

詳しい内容については、「募集要領」に記載しています。

また、ホームページ (<http://www.kiwoikasu.or.jp/>) にてご案内を差し上げています。

敬具

〔送付資料〕

- 1 『木造公共建築物等の整備に係る設計段階からの技術支援』 募集のご案内について
- 2 『木造公共建築物等の整備に係る設計段階からの技術支援』 募集要領
- 3 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について
- 4 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会 業務案内 (参考)

【問い合わせ】

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-19 アドレスビル 5F

一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

担当：波田野、阿部

TEL：03-3560-2882 FAX：03-3560-2878

ホームページ：<http://www.kiwoikasu.or.jp/>

『木造公共建築物等の整備に係る設計段階からの技術支援』募集のご案内について

このたび『木造公共建築物等の整備に係る設計段階からの技術支援』の募集を開始することとしましたので、ご案内いたします。

本事業は、木造公共建築物等の推進を目的に、設計段階からの技術支援を必要としている地方公共団体等を広く公募し、地域にふさわしい木造公共建築物等を地域の力で作り上げていくことができるよう支援を行うものです。

1. 本事業の対象

公共建築物等の木造での建設や、それらの施設の内外装木質化に係る構想、企画、計画、設計、地域材の調達等の各段階における技術的な課題解決、木部を綺麗に見せるデザイン手法といった内容であれば本事業の対象となります。ただし、設計そのものに対する委託費用等は助成の対象とはなりません。

2. 対象事業者

- ①地方公共団体
- ②地域で木造公共建築物等の推進に取り組む法人等
- ③木造で公共建築物等を計画したい法人等

3. 本事業の実施内容

本事業の実施内容詳細は、応募要領を参照してください。
(概略のプログラムイメージは裏面を参照してください)

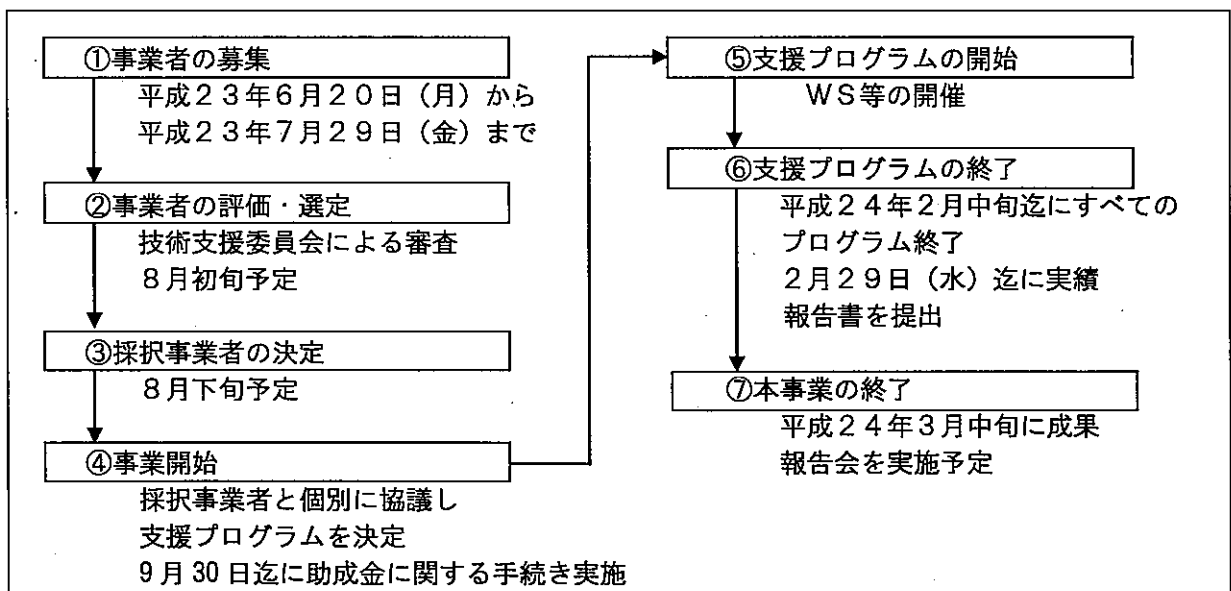
4. 審査方法

選定にあたっては、学識経験者等で構成される「木造公共建築物等技術支援委員会」において応募内容を審査し採択事業者を決定します。委員構成は右図を参照ください。

＝木造公共建築物等技術支援委員会名簿＝	
委員長	三井所 清典 芝浦工業大学 名誉教授
委員	安藤 直人 東京大学 特任教授
	稲山 正弘 東京大学 准教授
	大橋 好光 東京都市大学 教授
	加来 照彦 (株)現代計画研究所
	澤地 孝男 (独)建築研究所
	長澤 悟 東洋大学 教授
	中村 勉 工学院大学 特任教授
	松留 慎一郎 職業能力開発総合大学校 教授
(五十音順)	

5. 募集期間とスケジュール

募集期間：平成 23 年 6 月 20 日(月)から平成 23 年 7 月 29 日(金)まで(必着)



6. 応募に関する問い合わせ、提出先

(事務局) 一般社団法人 木を活かす建築推進協議会

〒107-0052 東京都港区赤坂2-2-19 アドレスビル5F / TEL:03-3560-2882 FAX:03-3560-2878

HP:<http://www.kiwoikasu.or.jp/>

※応募関連書類は左記HPからダウンロードできます。

■木造公共建築物等の整備に係る設計段階からの技術支援例 《プログラムイメージ》

	主に発注者向け		主に設計者向け		共通	
	Aコース《企画支援型》	Bコース《発注支援型》	Cコース《計画支援型》	Dコース《技術支援型》		
コース概要	<ul style="list-style-type: none"> 木造公共建築物等の企画に未着手、あるいは、建築のイメージはあるが企画のノウハウがなく、支援を受けたい。 地方公共団体等の関係部署(企画、総務、営繕、建築、林政、財政、公園施設、教育、福祉等) 地域のコンサルタント・木材生産者・設計者・施工者等も数名ずつ参加することが望ましい。 	<ul style="list-style-type: none"> 木造公共建築物等の具体的な企画があり、設計発注要件の整理や設計者選定(プロポーザル等)などの支援を受けたい。 地方公共団体等の関係部署(企画、総務、営繕、建築、林政、財政、公園施設、教育、福祉等) 地域のコンサルタントも参加可能 	<ul style="list-style-type: none"> 設計講習等により木造公共建築物等の設計手法の習得を行いたい。 地域内の設計者による作業班(10~20名) 地方公共団体等の発注を担当する部署 	<ul style="list-style-type: none"> 木造公共建築物等の設計段階で、専門家による設計上の課題に対する実践的なアドバイスを受けたい。 計画、設計業務を委託されている地域内の設計者 地方公共団体等の発注を担当する部署 	<ul style="list-style-type: none"> Eコース(A~D)に当てはまらない支援 左記に当てはまらない課題の解決を行いたい。 本事業の対象となる事業者すべて 	
事業者 (地域の参加者)						
技術支援 プログラム例	<ul style="list-style-type: none"> WS①基礎知識の習得 公共建築物木材利用促進法の概要、魅力的な木造建築の事例、木造化のメリットと留意点、木造化が可能な用途・規模等の基礎知識の習得等 WS②先進事例の調査(選択制) 最適な先進事例を選択し調査 WS③木造化のための地域の課題の抽出(グループヒアリング) 想定される課題 木造公共建築物等の企画の経験不足、木造化設計の経験豊富な意匠・構造設計者の不足、材料供給を含めた工程作成が困難、地域材の品質管理、ストック不足など WS④ワークショップによる企画づくり 具体的な課題を想定して、実現までのアクションプログラムを検討し、成果としてまとめる。 	<ul style="list-style-type: none"> STEP①支援方針の検討 課題の抽出と最適な支援策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> WS①基礎知識の再確認 AコースWS①の内容に加えて、共同設計課題の敷地条件・計画条件等の提示による各種検討を実施 WS②共同設計(1)「コンセプト・敷地利用方針・平面計画」 敷地分析、敷地利用の方針 気候風土への対応など設計上の留意点、平面計画の方向性検討 地域材の活用方法(材料計画)等 WS③共同設計(2)「構造計画と築構方針」 技術支援サポーターによる構造計画のポイント講習 技術支援サポーターを交えた架構の検討、断面検討 WS④共同設計(3)「概略設計まとめ」 概略設計(配置、平面、立面、断面、架構イメージ等)を成果としてまとめる 	<ul style="list-style-type: none"> STEP①支援方針の検討 課題の抽出と最適な支援策の検討 STEP②~④支援プログラムの実施 3回程度の支援プログラムを実施 【支援プログラムの例】 ●基本設計~実施設計段階における実践的な設計アドバイス ●設計・構造・材料・防火・環境・音など各分野の技術サポーターによる実践的な設計アドバイス 	<ul style="list-style-type: none"> STEP①支援方針の検討 課題の抽出と最適な支援策の実施 STEP②~④支援プログラムの実施 ●各領域にわたる技術検討会を実施 ●各領域にわたる技術検討会を実施 	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> 講師として有識者、専門家の派遣 技術支援サポーター及びコンサルタント 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	
経費負担	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金として事業者へ直接交付 ●会議費、印刷費および消耗品など ●先進事例の調査に係る旅費の一部 ●事務局負担 ●講師派遣に係る謝金、交通費等 ●事務局派遣コンサルタントに係る経費等 	<ul style="list-style-type: none"> ●助成金として事業者へ直接交付 ●会議費、印刷費および消耗品など ●事務局負担 ●講師派遣に係る謝金、交通費等 ●事務局派遣コンサルタントに係る経費等 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左 	<ul style="list-style-type: none"> 同左

※注：これらの助成金額等は事業の進捗後、事務局と支援プログラムの実行内容を協議し決定します。

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律について

I. 趣旨

木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。

II. 法律の内容

1 国の責務

国は、木材の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、自ら率先してその整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。また、木造の建築物に係る建築基準法等の規制について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるとともに、木材の利用の促進に関する国民の理解を深めるよう努めなければならない。

※ 公共建築物とは、次のものをいう。

- ① 国・地方公共団体が整備する公共の用等に供する建築物
- ② 国・地方公共団体以外の者が整備する建築物で①に準ずるもの

2 地方公共団体の責務

地方公共団体は、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。

3 基本方針の策定

農林水産大臣及び国土交通大臣は、国が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めなければならない。

4 都道府県及び市町村における方針の策定

都道府県知事及び市町村は、それぞれ、当該都道府県及び市町村が整備する公共建築物における木材の利用の目標等を内容とする、公共建築物における木材の利用の促進に関する方針を定めることができる。

5 公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制の整備

- (1) 木材の製造を業として行う者は、公共建築物に適した木材を供給するための施設整備等に取り組む計画（木材製造高度化計画）を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができる。
- (2) 木材製造高度化計画の認定を受けた場合には、林業・木材産業改善資金助成法の特例等の措置を講ずる。

6 公共建築物における木材の利用以外の木材の利用の促進に関する施策

国及び地方公共団体は、住宅における木材利用、公共施設に係る工作物における木材の利用及び木質バイオマスの利用の促進のために必要な措置を講ずるよう努める。

III. 施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令の概要

平成22年10月
林 野 庁

1 趣旨

本政令は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）の施行に伴い、国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物の範囲、林業・木材産業改善資金の特例の償還期間等を定めるものである。

2 概要

(1) 国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物

国又は地方公共団体以外の者が整備する公共建築物として、以下の建築物を定める。

- ① 学校
- ② 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類する社会福祉施設
- ③ 病院又は診療所
- ④ 体育館、水泳場その他これらに類する運動施設
- ⑤ 図書館、青年の家その他これらに類する社会教育施設
- ⑥ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- ⑦ 高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所

(2) 林業・木材産業改善資金の特例の償還期間

認定木材製造業者が認定木材製造高度化計画に従って木材製造の高度化を行うのに必要な林業・木材産業改善資金の償還期間について、10年以内から12年以内に延長する。

(3) 国有試験研究施設の減額使用

公共建築物の整備の用に供する木材の生産に関する試験研究を行う者に使用させる国有の試験研究施設として「消防庁消防大学校」の試験研究施設を指定し、使用の対価の5割以内を減額する旨を定めるとともに、国有施設の使用の対価の減額に係る認定手続を定める。

3 施行期日

法の施行の日（平成22年10月1日）